

当ファンドの運用状況

基準価額・純資産の推移

(円、ポイント)

(億円)



※基準価額(分配金再投資後)は、決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。  
 基準価額は信託報酬控除後の価額です。信託報酬率については、後記の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。  
 ※換金時の費用・税金等は考慮していません。  
 ※ベンチマークはS&P500指数(配当込み、円換算ベース)、2021年4月12日を10,000として指数化しています。

ファンドの特色

- S&P500指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する運用を目指すファンドです。
- 米国の代表的な株価指数であるS&P500指数に連動を目指す上場投資信託(ETF)に投資します。

ファンド概要

|            |                           |
|------------|---------------------------|
| 基準価額       | 18,427円                   |
| 既払分配金(設定来) | 170円                      |
| 純資産総額      | 56,701(百万円)               |
| 設定日        | 2021年4月12日                |
| 償還日        | 無期限                       |
| 決算日        | 毎年12月20日<br>(休業日の場合、翌営業日) |

分配金実績(税引き前・1万口当たり)

|       |            |       |
|-------|------------|-------|
| 設定来合計 |            | 170 円 |
| 直近    | 2023/12/20 | 120 円 |
| 1 期前  | 2022/12/20 | 0 円   |
| 2 期前  | 2021/12/20 | 50 円  |
| 3 期前  |            | 円     |
| 4 期前  |            | 円     |
| 5 期前  |            | 円     |

運用経過(ファンドの基準価額と期間別騰落率、ベンチマークの値と期間別騰落率)

|       | 作成日        | 基準価額   |        | S&P500指数(配当込み、円換算ベース) |        |
|-------|------------|--------|--------|-----------------------|--------|
|       |            | (円)    | 騰落率(%) | (ポイント)                | 騰落率(%) |
| 作成日   | 2024/05/31 | 18,427 | -      | 19,011                | -      |
| 1か月前比 | 2024/04/30 | 18,007 | 2.33   | 18,570                | 2.37   |
| 3か月前比 | 2024/02/29 | 17,125 | 7.60   | 17,634                | 7.81   |
| 6か月前比 | 2023/11/30 | 15,093 | 23.04  | 15,392                | 23.51  |
| 1年前比  | 2023/05/31 | 13,194 | 40.75  | 13,412                | 41.75  |
| 3年前比  | 2021/05/31 | 10,215 | 82.58  | 10,203                | 86.32  |
| 設定来   |            | 10,000 | 86.51  | 10,000                | 90.11  |

※基準価額の騰落率は、分配金(税引き前)を再投資し計算しています。  
 ※課税条件によって投資家ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。  
 ※ベンチマークについては、設定日を10,000として、しんきんアセットマネジメント投信が算出したものです。

追加型投信／海外／株式／インデックス型

作成基準日

2024年5月31日

## 基準価額変動要因(月間)

|            |            |
|------------|------------|
| 前月末基準価額    | 18,007円    |
| 要因         |            |
| ETF        | キャピタル 441円 |
|            | インカム 0円    |
| 為替         | -13円       |
| 小計         | 428円       |
| 分配金        | 0円         |
| その他(信託報酬等) | -8円        |
| 当月末基準価額    | 18,427円    |

※要因分析の数字は、概算値であり、実際の数値とは異なります。傾向を知るための参考としてご覧ください。  
 ※キャピタルとは株価の上下動に伴う売買損益(評価損益含む)、インカムとは配当等による収益です。

## 資産種類別投資比率

作成日現在の組入比率

| 銘柄名                       | 投資比率   |
|---------------------------|--------|
| 1 しんきんS&P500インデックスマザーファンド | 99.97% |
| 2 現金・その他                  | 0.03%  |

## ご参考:しんきんS&P500インデックスマザーファンドの状況

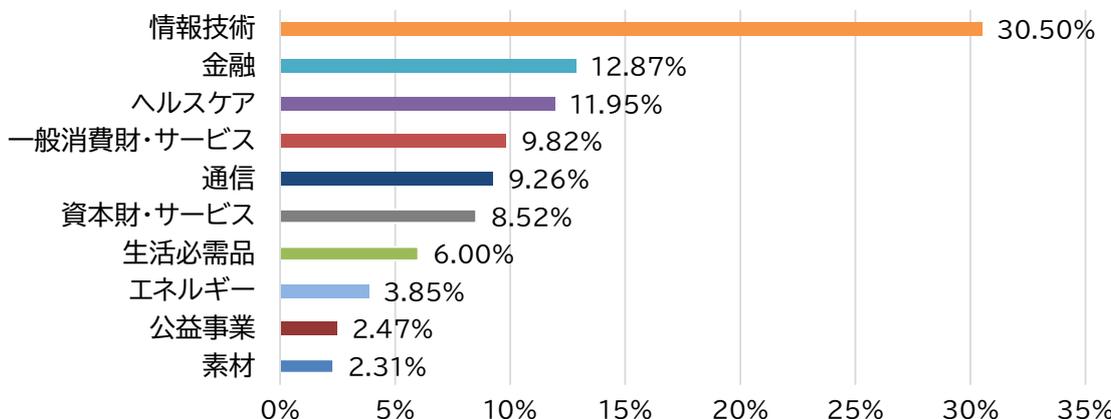
### 投資対象ETFの組入比率

100.02%

### ●マザーファンドが投資する iシェアーズ・コア S&P 500 ETFの組入上位10銘柄

| 銘柄名                              | 業種         | 投資比率  |
|----------------------------------|------------|-------|
| 1 MICROSOFT CORP                 | 情報技術       | 6.94% |
| 2 APPLE INC                      | 情報技術       | 6.28% |
| 3 NVIDIA CORP                    | 情報技術       | 6.10% |
| 4 AMAZON COM INC                 | 一般消費財・サービス | 3.63% |
| 5 META PLATFORMS INC CLASS A     | 通信         | 2.31% |
| 6 ALPHABET INC CLASS A           | 通信         | 2.29% |
| 7 ALPHABET INC CLASS C           | 通信         | 1.93% |
| 8 BERKSHIRE HATHAWAY INC CLASS B | 金融         | 1.70% |
| 9 ELI LILLY                      | ヘルスケア      | 1.47% |
| 10 JPMORGAN CHASE & CO           | 金融         | 1.32% |

### ●組入株式の業種構成比率



※比率は全て、iシェアーズ・コア S&P 500 ETFの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。  
 出所:ブラックロックのホームページ掲載データ等をもとにしんきんアセットマネジメント投信が作成

S&P500指数®は S&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスがしんきんアセットマネジメント投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®および S&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。しんきんS&P500インデックスファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500指数®のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

追加型投信／海外／株式／インデックス型

作成基準日 2024年5月31日

## 市場動向

5月のS&P500指数（米ドルベース）は月間で4.8%上昇しました。上旬は、1-3月期の米国企業決算が好調な内容となったことや市場予想を下回る米経済指標の発表が相次ぎ、米利下げ観測が高まったことが支えとなり上昇しました。中旬は、米消費者物価指数（CPI）の伸びが鈍化したことを受けて、米10年債利回りが低下したことが好感され、買いが優勢となりました。下旬は、一部の米連邦準備制度理事会（FRB）高官が年内の利下げに慎重な発言をし、米10年債利回りがやや上昇したことが重しとなり、売りが優勢となりました。

ドル円は、ドル安円高となりました。月初の米連邦公開市場委員会（FOMC）で、FRB議長が、次の行動が利上げになる可能性は低いなどと示唆したことや4月の米雇用統計が市場予想を下回ったことなどから、ドル売りが優勢となり、3日には一時151円台まで下落しました。しかしその後は、下値は堅く、下旬にかけて再び157円台まで上昇した後、やや戻して月末を迎えました。

## 運用経過

当月は、S&P500指数（配当込み、円換算ベース）が2.37%上昇する中で、基準価額の騰落率は2.33%の上昇となり、ほぼ連動した運用を行うことができました。

## 市場見通し

6月の米国株式市場は、底堅く推移しそうです。半導体大手エヌビディアなど米主要企業の決算が良好であることは株価を支えると考えられます。また、FRB高官が追加利上げに慎重な発言をしたことを背景に、やや米10年債利回りが低下傾向にあることも株価の追い風となりそうです。ただ、雇用統計や消費者物価指数などの重要な経済指標の発表後や中旬に予定されているFOMC後は一時的に値動きが激しい展開となる可能性もあり警戒が必要です。

## 運用方針（※将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。）

引き続き、S&P500指数（配当込み、円換算ベース）の動きに連動させることを目指して運用を行います。

お申込みメモ

|                    |   |
|--------------------|---|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位  |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。  |
| 換金単位               | 1口単位  |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額(信託財産留保額はありせん。)  |
| 換金代金               | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。   |
| 申込受付中止日            | ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日   |
| 申込締切時間             | 毎営業日の午後3時(この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)   |
| 換金制限               | ありません。  |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金の申込受付を取り消すことがあります。  |
| 信託期間               | 無期限(当初設定日:2021年4月12日)   |
| 繰上償還               | 委託会社は、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合、この信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃となるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を償還することがあります。  |
| 決算日                | 毎年12月20日(休業日の場合、翌営業日)です。  |
| 収益分配               | 年1回の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。収益分配金をお受け取りになる場合は、事前に販売会社所定の手続きが完了していることが必要です。   |
| 信託金の限度額            | 2,000億円とします。  |
| 公告                 | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書              | 交付運用報告書は、決算日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。  |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。<br>※税法の改正によって変更される場合があります。 |

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

|         |   |
|---------|---|
| 購入時手数料  | 購入金額に応じて、購入価額に2.2%(税抜2.0%)を上限に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。 |
| 信託財産留保額 | ありません。  |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|               |   |  |
|---------------|---|--|
| 運用管理費用(信託報酬)  | 純資産総額に対して、年率0.4565%(税抜0.415%)   | 運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。 |
| (委託会社)        | 純資産総額に対して、年率0.145%(税抜)  |  |
| (販売会社)        | 純資産総額に対して、年率0.250%(税抜)  |  |
| (受託会社)        | 純資産総額に対して、年率0.020%(税抜)  |  |
| 投資対象とする投資信託証券 | 年率0.03%程度(投資対象とする投資信託の運用管理費用)<br>※投資対象とする投資信託の運用管理費用は年度によって異なるため、変動することがあります。   |  |
| 実質的な負担        | 年率0.4865%(税込)程度<br>(当ファンドが投資対象とする投資信託の運用管理費用も加味した実質的な信託報酬率の目安です。)   |  |
| その他費用・手数料     | 監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。<br>※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。 |  |

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<税金>

■税金は表に記載の時期に適用されます。

■以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金  |
|---------------|-----------|---|
| 分配時           | 所得税および地方税 | ・配当所得として課税* ・普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | ・譲渡所得として課税* ・換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

\* 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加型投信／海外／株式／インデックス型

作成基準日

2024年5月31日

## 委託会社その他関係法人の概要

**委託会社** ファンドの運用の指図を行います。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第338号

加入協会／ 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

**受託会社** ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

当ファンドに関してのお問い合わせ

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

&lt;コールセンター&gt; (受付時間) 営業日の9:00~17:00

フリーダイヤル 0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181

<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>**販売会社** 受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。

・信金中央金庫 (指定登録金融機関) 登録金融機関 関東財務局長(登金)第258号 加入協会／日本証券業協会

・信用金庫 (取次登録金融機関)

取次登録金融機関は信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。

## ご投資にあたっての留意点

「しんきんS&P500インデックスファンド」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資者のみなさまにおかれましては、投資信託説明書(目論見書)をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

## &lt;基準価額の変動要因&gt;

|          |  |
|----------|--|
| 価格変動リスク  | 有価証券の価格は、国内および国外の政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。  |
| 為替変動リスク  | 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。   |
| 信用リスク    | 有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。 |
| 流動性リスク   | 流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。                                 |
| カントリーリスク | 海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。   |

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

## &lt;その他の留意点&gt;

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

# しんきんS&P500インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

目論見書のご請求、お申込については、下記の販売会社にお問い合わせのうえご確認ください。

## 信用金庫(取次登録金融機関)一覧

| No. | 信用金庫名      | 区分     | 登録番号            | 加入協会    |
|-----|------------|--------|-----------------|---------|
| 1   | 北海道信用金庫    | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第19号 |         |
| 2   | 空知信用金庫     | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第21号 |         |
| 3   | 留萌信用金庫     | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第36号 |         |
| 4   | 帯広信用金庫     | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第15号 |         |
| 5   | 青い森信用金庫    | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第47号  |         |
| 6   | 秋田信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第22号  |         |
| 7   | 鶴岡信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第41号  |         |
| 8   | 宮城第一信用金庫   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第52号  |         |
| 9   | 会津信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第20号  |         |
| 10  | 郡山信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第31号  |         |
| 11  | 白河信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第36号  |         |
| 12  | 須賀川信用金庫    | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第38号  |         |
| 13  | ひまわり信用金庫   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第49号  |         |
| 14  | あぶくま信用金庫   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第24号  |         |
| 15  | 二本松信用金庫    | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第46号  |         |
| 16  | 福島信用金庫     | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第50号  |         |
| 17  | 高崎信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第237号 |         |
| 18  | 桐生信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第234号 |         |
| 19  | アイオー信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第230号 |         |
| 20  | 北群馬信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第233号 |         |
| 21  | 鹿沼相互信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第221号 |         |
| 22  | 佐野信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第223号 |         |
| 23  | 水戸信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第227号 |         |
| 24  | 埼玉縣信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第202号 | 日本証券業協会 |
| 25  | 川口信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第201号 |         |
| 26  | 青木信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第199号 |         |
| 27  | 千葉信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第208号 |         |
| 28  | 川崎信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第190号 | 日本証券業協会 |
| 29  | さがみ信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第191号 |         |
| 30  | さわやか信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第173号 | 日本証券業協会 |
| 31  | 東栄信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第172号 |         |
| 32  | 足立成和信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第144号 |         |
| 33  | 西武信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第162号 | 日本証券業協会 |
| 34  | 城北信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第147号 | 日本証券業協会 |
| 35  | 瀧野川信用金庫    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第168号 |         |
| 36  | 多摩信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第169号 | 日本証券業協会 |
| 37  | 新潟信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第249号 |         |
| 38  | 三糸信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第244号 |         |
| 39  | 柏崎信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第242号 |         |
| 40  | 甲府信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第215号 |         |
| 41  | 長野信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第256号 | 日本証券業協会 |
| 42  | 松本信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第257号 |         |
| 43  | 上田信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第254号 |         |
| 44  | 諏訪信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第255号 |         |
| 45  | 飯田信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第252号 |         |
| 46  | 福井信用金庫     | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第32号  |         |
| 47  | しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第38号  |         |
| 48  | 静岡信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第43号  | 日本証券業協会 |
| 49  | 浜松磐田信用金庫   | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第61号  |         |
| 50  | 沼津信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第59号  |         |

| No. | 信用金庫名     | 区分     | 登録番号            | 加入協会    |
|-----|-----------|--------|-----------------|---------|
| 51  | 三島信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第68号  |         |
| 52  | 富士宮信用金庫   | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第65号  |         |
| 53  | 富士信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第64号  |         |
| 54  | 遠州信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第28号  |         |
| 55  | 岐阜信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第35号  | 日本証券業協会 |
| 56  | 大垣西濃信用金庫  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第29号  |         |
| 57  | 高山信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第47号  |         |
| 58  | 東濃信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第53号  | 日本証券業協会 |
| 59  | 関信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第45号  |         |
| 60  | 八幡信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第60号  |         |
| 61  | 豊橋信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第56号  |         |
| 62  | 瀬戸信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第46号  | 日本証券業協会 |
| 63  | 半田信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第62号  |         |
| 64  | 知多信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第48号  |         |
| 65  | 豊川信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第54号  |         |
| 66  | 豊田信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第55号  | 日本証券業協会 |
| 67  | 碧海信信用金庫   | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第66号  | 日本証券業協会 |
| 68  | 西尾信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第58号  | 日本証券業協会 |
| 69  | 蒲郡信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第32号  |         |
| 70  | 尾西信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第63号  |         |
| 71  | 桑名三重信用金庫  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第37号  |         |
| 72  | 滋賀中央信用金庫  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第79号  |         |
| 73  | 京都信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第52号  | 日本証券業協会 |
| 74  | 京都中央信用金庫  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第53号  | 日本証券業協会 |
| 75  | 京都北都信用金庫  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第54号  |         |
| 76  | 大阪信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第45号  |         |
| 77  | 大阪シティ信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第47号  | 日本証券業協会 |
| 78  | 北おおさか信用金庫 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第58号  |         |
| 79  | 奈良信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第71号  | 日本証券業協会 |
| 80  | 奈良中央信用金庫  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第72号  |         |
| 81  | きのくに信用金庫  | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第51号  |         |
| 82  | 神戸信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第56号  |         |
| 83  | 姫路信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第80号  | 日本証券業協会 |
| 84  | 播州信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第76号  | 日本証券業協会 |
| 85  | 兵庫信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第81号  | 日本証券業協会 |
| 86  | 尼崎信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第39号  | 日本証券業協会 |
| 87  | 但陽信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第68号  |         |
| 88  | しまね信用金庫   | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第27号  |         |
| 89  | 水島信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第48号  |         |
| 90  | 津山信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第32号  |         |
| 91  | 玉島信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第30号  |         |
| 92  | 吉備信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第22号  |         |
| 93  | 広島信用金庫    | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第44号  | 日本証券業協会 |
| 94  | 呉信用金庫     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第25号  |         |
| 95  | 西中国信用金庫   | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第29号  |         |
| 96  | 高松信用金庫    | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第20号  |         |
| 97  | 愛媛信用金庫    | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第15号  |         |
| 98  | 幡多信用金庫    | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第24号  |         |
| 99  | 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第24号 | 日本証券業協会 |
| 100 | 大牟田柳川信用金庫 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第20号 |         |

注1. 上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在です。

注2. 上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

注3. 一部掲載していない信用金庫がある場合があります。

注4. 上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

# しんきんS&P500インデックスファンド

追加型投信／海外／株式／インデックス型

目論見書のご請求、お申込については、下記の販売会社にお問い合わせのうえご確認ください。

## 信用金庫(取次登録金融機関)一覧

| No. | 信用金庫名     | 区分     | 登録番号            | 加入協会 |
|-----|-----------|--------|-----------------|------|
| 101 | 筑後信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第28号 |      |
| 102 | 飯塚信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第16号 |      |
| 103 | 遠賀信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第21号 |      |
| 104 | 佐賀信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第25号 |      |
| 105 | 高鍋信用金庫    | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第28号  |      |
| 106 | 鹿児島相互信用金庫 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第26号  |      |
| 107 |           |        |                 |      |
| 108 |           |        |                 |      |
| 109 |           |        |                 |      |
| 110 |           |        |                 |      |
| 111 |           |        |                 |      |
| 112 |           |        |                 |      |
| 113 |           |        |                 |      |
| 114 |           |        |                 |      |
| 115 |           |        |                 |      |
| 116 |           |        |                 |      |
| 117 |           |        |                 |      |
| 118 |           |        |                 |      |
| 119 |           |        |                 |      |
| 120 |           |        |                 |      |
| 121 |           |        |                 |      |
| 122 |           |        |                 |      |
| 123 |           |        |                 |      |
| 124 |           |        |                 |      |
| 125 |           |        |                 |      |
| 126 |           |        |                 |      |
| 127 |           |        |                 |      |
| 128 |           |        |                 |      |
| 129 |           |        |                 |      |
| 130 |           |        |                 |      |
| 131 |           |        |                 |      |
| 132 |           |        |                 |      |
| 133 |           |        |                 |      |
| 134 |           |        |                 |      |
| 135 |           |        |                 |      |
| 136 |           |        |                 |      |
| 137 |           |        |                 |      |
| 138 |           |        |                 |      |
| 139 |           |        |                 |      |
| 140 |           |        |                 |      |

| No. | 信用金庫名 | 区分 | 登録番号 | 加入協会 |
|-----|-------|----|------|------|
| 141 |       |    |      |      |
| 142 |       |    |      |      |
| 143 |       |    |      |      |
| 144 |       |    |      |      |
| 145 |       |    |      |      |
| 146 |       |    |      |      |
| 147 |       |    |      |      |
| 148 |       |    |      |      |
| 149 |       |    |      |      |
| 150 |       |    |      |      |
| 151 |       |    |      |      |
| 152 |       |    |      |      |
| 153 |       |    |      |      |
| 154 |       |    |      |      |
| 155 |       |    |      |      |
| 156 |       |    |      |      |
| 157 |       |    |      |      |
| 158 |       |    |      |      |
| 159 |       |    |      |      |
| 160 |       |    |      |      |
| 161 |       |    |      |      |
| 162 |       |    |      |      |
| 163 |       |    |      |      |
| 164 |       |    |      |      |
| 165 |       |    |      |      |
| 166 |       |    |      |      |
| 167 |       |    |      |      |
| 168 |       |    |      |      |
| 169 |       |    |      |      |
| 170 |       |    |      |      |
| 171 |       |    |      |      |
| 172 |       |    |      |      |
| 173 |       |    |      |      |
| 174 |       |    |      |      |
| 175 |       |    |      |      |
| 176 |       |    |      |      |
| 177 |       |    |      |      |
| 178 |       |    |      |      |
| 179 |       |    |      |      |
| 180 |       |    |      |      |

- 注1. 上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在です。
- 注2. 上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。
- 注3. 一部掲載していない信用金庫がある場合があります。
- 注4. 上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

### 「当資料のご利用にあたっての注意事項等」

◆当資料は、当ファンドの運用状況をお知らせするためにしんきんアセットマネジメント投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。◆当資料は、当社が作成日現在において信頼できると判断したデータ・情報に基づいて作成したものです。記載内容は事前の予告なく訂正することがあります。正式な記載内容については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。◆当資料の運用実績等に関するグラフ・図表・数値・その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。◆分配金の実績は過去のものであり、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。◆当資料の内容は、作成日現在の当社の見解であり、市場変動や個別銘柄の将来の変動等を保証するものではありません。事前の予告なく将来変更する可能性もあります。◆当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。◆当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。◆当ファンドのお申込みの際には、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時ににお渡しいたしますので、必ずお受け取りいただき、内容についてご確認の上、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。